議案第19号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和4年2月22日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

未就学児に係る均等割保険料軽減について、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和3年寒川町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。
- 2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合に おいて、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものと する。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納

付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の 基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除 して得た額とする。

- (1) 第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
- (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)
- 5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合に おいて、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものと する。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の6又は第16条の6の10」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の6第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

現行

~ 略 ~

第20条の3を第20条の4とし、第20条の2 の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額) 第20条の3 当該年度において、その世帯 に6歳に達する日以後の最初の3月31日 以前である被保険者(以下「未就学児」 という。)がある場合における当該被保 険者に係る当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額は、第16条又は第16 条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の 保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じ て得た額とする(第4項に掲げる場合を 除く)。

- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項 2 第16条第3項の規定は、前項に規定す に規定する額の決定について準用する。 この場合において、第16条第2項及び第3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」 と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 | 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」 と、「第16条又は第16条の5」とあるの は「第16条の6の6又は第16条の6の10」 と、前項中「第16条」とあるのは「第16 条の6の6」と読み替えるものとする。
- 基準に従い保険料を減額するものとし た納付義務者の世帯に未就学児がある 場合における当該未就学児に係る当該 年度分の基礎賦課額の被保険者均等割 額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課 額の被保険者均等割の保険料額から、当 該保険料額に第20条第1項各号に規定す る場合に応じてそれぞれ同項各号アに

改正案

~ 略 ~

第 20条 の 3を 第 20条 の 4と し 、第 20条 の 2 の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額) 第20条の3 当該年度において、その世帯 に6歳に達する日以後の最初の3月31日 以前である被保険者(以下「未就学児」 という。)がある場合における当該被保 険者に係る当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額は、第16条又は第16 条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の 保険料額から、当該保険料額に、それぞ れ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2 項の規定により端数の切り上げを行っ た後の額とする。)を控除して得た額と する(第4項に掲げる場合を除く)。

- る額の決定について準用する。この場合 において、第16条第3項の規定中「保険 料率」とあるのは「額」と読み替えるも のとする。
- 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」 と、「第16条又は第16条の5」とあるの は「第16条の6の6又は第16条の6の10」 と、「第16条第2項」とあるのは「第16 条の6の6第2項」と、第2項中「第16条第 3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」 と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する 4 当該年度において、第20条に規定する 基準に従い保険料を減額するものとし た納付義務者の世帯に未就学児がある 場合における当該未就学児に係る当該 年度分の基礎賦課額の被保険者均等割 額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げ る額を控除して得た額とする。

掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項 において準用する第16条第2項の規定に より端数の切り上げを行った後の額と する。)を控除して得た額に、それぞれ、 10分の5を乗じて得た額とする。

- 5 第16条第2項及び第3項の規定は、前項 | 5 第16条第3項の規定は、前項に規定す に規定する額の決定について準用する。 この場合において、第16条第2項及び第3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」 と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第4項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」 と、「第16条又は第16条の5」とあるの は「第16条の6の6又は第16条の6の10」 と、「同条第2項」とあるのは「同条第3 項」と、「第16条第2項」とあるのは「第 16条の6の6第2項」と、前項中「第16条」 とあるのは「第16条の6の6」と読み替え るものとする。

~ 略 ~

- (1) 第16条又は第16条の5の基礎賦課 額の被保険者均等割の保険料額から、 当該保険料額に第20条第1項各号に規 定する場合に応じてそれぞれ同項各 号アに掲げる割合を乗じて得た額(第 16条第2項の規定により端数の切り上 げを行った後の額とする。)を控除し て得た額
- (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、1 0分の5を乗じて得た額(第16条第2項 の規定により端数の切り上げを行っ た後の額とする。)
- る額の決定について準用する。この場合 において、第16条第3項の規定中「保険 料率」とあるのは「額」と読み替えるも のとする。
- 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第4項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」 と、「第16条又は第16条の5」とあるの は「第16条の6の6又は第16条の6の10」 と、「第16条第2項」とあるのは「第16 条の6の6第2項」と、第5項中「第16条第 3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」 と読み替えるものとする。

~ 略 ~

附 則

この条例は、公布の日から施行する。